

平成 30 年 6 月 29 日現在

機関番号：32410

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2017

課題番号：26780073

研究課題名(和文)教育目的の著作権制限規定に関する研究

研究課題名(英文)Limitations on copyright concerning the use of educational purpose

研究代表者

河井 理穂子(Kawai, Rihoko)

埼玉工業大学・人間社会学部・講師

研究者番号：10468548

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、ネットワークを利用して教育目的において他人の著作物を利用する場合に、著作権法制度をどのように作っていくのかに関する研究である。具体的には、無許諾・無償で他人の著作物を利用できる教育目的の権利制限規定の適用範囲の検討、無許諾・有償(補償金)での教育目的利用を認める教育目的公衆送信補償金制度における既存のライセンスシステムとの関係で起き得る問題点の指摘とそれに対する示唆、さらに補償金制度を規定した上での教育目的利用の一般権利制限規定の著作権法への導入の可能性の検討などを行った。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to clarify what extent the copyright legal system should allow the use of copyrighted works of others without permission of copyright holders for free of charge when using for educational purpose in the Japanese Copyright law. Since the Japanese Diet enacted the amendment of the copyright law which allows public transmission of the work in the use of on demand e-learning etc. in educational institution with the compensation to the copyright holders without permission, this research also clarified the issues concerning effect of the amendment to the existing educational digital licensing market. Moreover, besides stipulating the compensation article to the law, this study suggested the possibility of general copyright limitation clause for educational purpose to the Japanese copyright law.

研究分野：著作権法

キーワード：教育目的利用 著作権法 権利制限規定 フェアユース

## 1. 研究開始当初の背景

教育目的で他人の著作物を利用する場合、一定の要件を満たせば許諾を得ることなく無償で利用することができる旨が著作権法に規定されている(法第35条など)。これは、著作権者の権利が制限される、権利制限規定と呼ばれるもので、教育目的利用に関する権利制限規定はほとんどがいわゆるデジタル技術、ネットワーク技術が発展する以前に規定されたものである。そのため、対面授業であること、授業中に使用される教材が紙媒体であることなどが前提となっている。デジタルネットワーク社会の教育形態に対応するため、平成15年の著作権法改正で、同期型遠隔授業(例えば、TV会議システムなどを利用して、講師がいる教室の受講者だけではなく遠隔の教室にいる受講者も同時に授業を受けられるようにする場合など)において、その授業中に他人の著作物を無償で許諾なしに公衆送信(授業を受ける者の複製を含む)をすることが認められるようになった(現行法第35条第2項)。しかし、いわゆるオンデマンド型のeラーニングのような形態や講師だけ遠隔地のスタジオで講義をするなどの形態の授業では、著作物をインターネット経由で配信するための許諾が依然として必要であった。オンデマンド型のeラーニングのような講義形態が大学教育などでも導入されつつある現在、従来の教育現場で想定していなかった形態の著作物利用が多々登場し、実際の教育現場と著作権法上の規定の間にズレが生じており、実質違法状態で利用がなされている場合も少なくなく、法整備が必要となっていた。

また、例えばオンライン上で授業の受講者のみにパスワードを教えて授業中に使用した他人の著作物を含む教材をダウンロードさせるような、いわゆるオンラインストレージも一般的に行われるようになってきており、授業時間外での教育目的の著作物利用に関する規定も必要となってきた。

さらに、教科書、書籍、論文などの教材もデジタル化されてオンラインで入手可能になっていくことが今後予想される。その場合、教育目的の著作権制限規定も電子出版に対応するものとなる必要がある。電子出版では、いわゆる紙媒体のものをコピー機で複製する場合、スキャニングなどをしてデジタル化をして印刷をして複製する場合などとは、著作物の流通の仕方や権利者と教育目的の利用者の利益バランスというものが異なると考えられる。教科書や書籍、論文などの教育教材が電子出版され、紙媒体のものがそもそも存在しない形態となった場合、著作権法の教育目的の制限規定はどのような規定となるべきか、具体的に検討する必要がある。

## 2. 研究の目的

### (1)研究申請時

情報技術は日々発展し、ネットワークやコン

ピュータを利用した教育環境も年々充実してきているのにも関わらず、平成15年以来、教育目的の著作物利用に関する権利制限規定は改正されて来なかった。

そこで、本研究申請時は、まず現在の教育現場で、どのような教育において、どのような著作物が、どのような利用をされているのかを定量的、系統的に明らかにするとしていた。そして、著作権法上、教育目的であっても利用にあたって許諾を受けなければならない範囲、無償・無許諾の範囲、グレーな範囲の区別を明らかにするとしていた。

その上で、いわゆる電子出版による著作物の流通にも着目しながら、現状無償・無許諾で利用をすることができない範囲の利用について、権利制限規定で個別具体的に無償・無許諾とする範囲はどこまでか、補償金制度のようなものを設ける有償・無許諾の範囲を法に規定するのか、いわゆる米国のフェアユースのような一般権利制限規定を設けるのかなど解決策とその法的な問題を検討するとしていた。その際、米国のフェアユースの教育目的利用の適用に関する概念と日本の制限規定に関する概念の根本的な相違点について、両国の著作権法における教育目的利用などの制限規定の歴史、著作物の流通経路などからも明らかにするとしていた。

### (2)研究申請後の状況変化

平成27年3月に、『ICT活用教育など情報化に対応した著作物等の利用に関する調査研究報告書』(平成26年度文化庁委託事業「情報化の進展に対応した著作権法制の検討のための調査研究事業」)が出され、平成27年度から教育目的で他人の著作物を利用する際の権利制限規定に関する法改正の議論が本格的に文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会において行われ始めたという状況の変化が生じた。また、著作権者の団体に補償金を支払うことで、教育目的の利用に関して、学校等の授業や予習・復習用に、教師が他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に公衆送信する行為等(異時送信)について、許諾なく行えるようにするなどの法改正案が本研究の終了間近の平成30年2月に閣議決定され、平成30年5月には国会で成立をした(授業目的公衆送信補償金制度)。

の報告書の調査は、本研究が想定した調査より規模が大きく、より詳細な報告があったため、本研究においては本報告書を利用することにした。また、については、権利者、利用者、学識経験者などがの報告書を受けて教育現場の実践に即した議論が始められた。そこで、本研究でもまずは文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の議論をふまえて、著作権法上、教育目的であっても利用にあたって許諾を受けなければならない範囲、無償・無許諾の範囲、グレーな範囲の区別を明らかにするとしていた。

### 3. 研究の方法

研究申請時においては、文献調査、ヒヤリング調査、定量的なアンケート調査などを想定していた。しかし、2.研究の目的の項目で述べた通り、定量的なアンケート調査は既存の報告書で利用することで代替した。そのかわりに、法改正後に想定され得る権利制限の一般規定との関係などを含めて、米国の事例、研究者へのヒヤリング調査を増やすことで、検討を行なった。

### 4. 研究成果

#### (1) 教育目的の権利制限規定の適用範囲とその問題点

本研究では、平成 30 年度改正の授業目的公衆送信補償金制度も念頭において、教育目的の権利制限規定の適用範囲について次のように整理をした。

##### 無許諾・無償の利用が可能な範囲

学校教育法上の教育機関で、対面で行われる授業においてその授業中に著作物を利用する場合、同期型の遠隔講義に著作物を利用する場合などの複製・公衆送信（改正前の著作権法第 35 条の範囲）、異時送信型のオンライン授業における複製（公衆送信は、となる）

##### 無許諾・有償（補償金）の利用が可能な範囲

平成 30 年度改正の授業目的公衆送信補償金制度の範囲に入る公衆送信

無償・有償問わず許諾が必要である範囲  
上記以外の利用全て（いわゆる MOOCs（Massive Open Online Courses）や教育機関における教材の共有などの利用も含まれる）

については、運用等も問題となってくるが、一番問題となるのは、現在すでにデジタル形態での利用許諾スキームが確立しており、負担が少ない方法で、利用者が使用料を支払っている場合である。補償金制度では、利用者は許諾を取らなくて良い上に、廉価な利用料が想定されている。このような場合については、「権利者の利益を不当に害することとなる場合」に権利制限の対象外とする改正後第 35 条第 1 項但書の解釈で運用することとなることが予想される。この件に関しては、(2)で述べる米国の大学教育における著作物利用に関する裁判が多少の示唆を与えている。

#### (2) 米国の大学教育での著作物利用におけるフェアユース規定の適用に関する動向の分析

教育目的の著作物利用については、一部個別具体的な制限規定が存在する米国ではあるが、ほとんどの場合フェアユース規定の適用の可否が問題となる。しかし、教育機関におけるいわゆる義務教育や学位を取得する大学教育での著作物の利用に関しては、グレーな利用が存在すると言われながらも、裁判ま

で行われたものはなかった。これは、日本でも同様で、いわゆる学校教育法上の教育機関が著作権侵害で訴えられたことはほとんどない。

しかし、平成 24 年 5 月、大学で行われる講義の中での講義資料のネット配信などが、フェアユースの適用を受けるかどうかの問題となって、大学が権利者に訴えられる裁判が米国で起こった（Cambridge Univ. Press. V. Becker, Case 1:08-cv-01425-ODE Document 510 (N.D. Ga, May 11, 2012)）。Georgia State University (GSU) は、大学の講義で利用される参考資料（書籍や研究論文など）の抜粋（excerpts）の電子的複製をオンラインで保存し、受講学生に自由に閲覧・ダウンロードさせていた（e-reserve）。この行為が、米国著作権法 106 条(1)複製、(4)公の実演の権利を侵害するとして出版社が GSU 訴えた。米国の大学では、使用する参考資料を抜粋集として（coursepack と呼ばれる）講義のはじめに学生に配布することが一般的である。GSU の e-reserve は、coursepack の代替として利用されていると原告側は主張をした。一方、e-reserve は元々図書館に教員が紙媒体の資料を置き、学生がその資料をコピー機を用いて複製していたものを、資料を電子的にサーバーに置いて学生がダウンロード（コピー）できるようにしたものであり、coursepack とは異なり、フェアユースが適用されると被告は主張した。

裁判所は、GSU の利用がフェアユースにあたるのかという判断をしたのであるが、その判断基準を示す中で、利用者である大学が、許諾を得ることが「容易に」可能である既存の市場が存在しなければ、無許諾・無償で行われた複製にフェアユースが適用される可能性が高くなるとした。ここでいう市場とは、いわゆるデジタルコンテンツの複製などの電子出版市場である。これは、(1)で述べた日本の教育目的公衆送信補償金制度において、すでに利用許諾スキームが確立している利用に関する問題に示唆を与える。それは、米国のようなフェアユース規定がある場合、権利者としては、利用者にとっても負担の少ない著作物の利用許諾スキームを確立して、いわゆる制限規定の適用を自ら受けないことができる可能性があるという点である。日本の場合は、フェアユースのような一般的な権利制限がないため、現実的には「権利者の利益を不当に害することとなる場合」として権利制限の対象外とする但し書の解釈で運用する（ガイドラインなどで）ことになるであろう。

(3) 授業目的公衆送信補償金制度、電子出版のライセンス市場の発展、権利制限一般規定(2)で述べた大学教育での講義資料のネット配信などが、フェアユースの適用を受けるかどうかの問題となった米国の裁判で裁判所は、利用されていた著作物に関して電子的な

システムなどを介して合理的に (reasonably) 利用許諾を行っていた権利者に対しては、フェアユースが有利に働くとした。裁判所は、その他の要件も総合的に判断してフェアユース適用の可否を判断したのであるが、許諾スキームが存在する場合はフェアユースとするのではなく許諾を取るべきというメッセージとも受け止められる。これに関して、コロンビア大学ロースクールの Jane C. Ginsburg 教授にヒヤリング調査を行なった。彼女は、Permitted-but Paid(無許諾で利用できるが有償)という考え方を主張していた。これは、パロディなどの著作物利用に関してフェアユースの適用を認める一方、著作物を丸ごとまたはかなりの部分を何も手を加えずに利用する場合は、教育利用などの公益に合致すれば、無許諾であるが一部有償で利用できるとするべきであるというものである。Ginsburg 教授は、GSU の教育目的利用について全てフェアユースとせず、ライセンス市場に着目しながらフェアユースの適用を検討した当該裁判の判断には好意的であった。しかし、いちいち現存の許諾スキームが合理的であってフェアユースの適用を受けるか受けないかについて、裁判所の判断を仰ぐ必要があるという点について問題であると述べていた。その代わりに、Copyright Royalty Board などによるその利用について、ライセンス条件を決定してもらう制度などを法改正して作るべきであると主張していた。Copyright Royalty Board は、3人の著作権を専門とする行政審判官が法定許諾についてその対価を決定する米国の委員会である。

この主張は、個別の教育目的利用のケースでフェアユースが適用されるかどうかの判断を裁判所に仰ぐ前に、行政にライセンス条件の調整役を求めるものである。その意味では、日本が平成 30 年度の著作権法改正で盛り込んだ補償金制度に共通する部分もあることが分かった。

フェアユース規定が存在する米国で、補償金制度のようなものが両立する可能性があるということがヒヤリングを通して分かった。教育目的公衆送信補償金制度を設ける一方で、日本の教育目的利用の著作権制限規定にフェアユースの導入の可能性があるかどうかについて Ginsburg 教授へのヒヤリングを元に検討ができた。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計1件)

河井理穂子、Georgia state University e-reserve 訴訟：米国の大学教育における教材オンラインストレージと Fair Use、情報ネットワーク・ローレビュー、査読有、第 15 巻、2017、181-198

[学会発表](計2件)

河井理穂子、ミュージアムと著作権・個人情報、ミッション・マネジメント研究部会平成 28 年度第 2 回研究会「ミュージアムと著作権 Part2～博物館教育事業の個人情報と著作権～」、2017 年 2 月 25 日、国立科学博物館

河井理穂子、大学教育における教材オンラインストレージと Fair Use Georgia State University e-reserve 控訴審判決分析と今後の展望、情報ネットワーク法学会第 14 回研究大会、2014 年 12 月 7 日、東京電機大学

## 6. 研究組織

(1) 研究代表者

河井 理穂子 (KAWAI, Rihoko)

埼玉工業大学 専任講師

研究者番号：10468548